

# この機会に資格を取得しよう！



大蔵村では、就職や仕事に役立つ資格又は免許の取得を支援するため、

経費の半分(上限10万円)を補助する「資格取得による雇用促進事業」を実施します。

**対象者**：大蔵村に住所を有し、今後も引き続き村内に居住する意志のある満50歳（農業従事者は満65歳）までの個人

**対象資格**：国家資格及び国家検定ほか、村長が認めたもの  
詳しくは、役場産業振興課までお問い合わせください。  
(ただし、自動車運転者のうち、普通自動車免許、自動二輪車免許、及び原動機付自転車免許を除く)  
令和4年4月1日～令和5年3月31日に資格・免許を取得した方が対象

**対象経費**：受講料（教材費を含む）、受験料、資格の登録料

**補助額**：上記対象経費の2分の1（上限10万円）

**手続き**：下記の書類と申請者の印鑑を持参し、役場産業振興課で手続きしてください。  
①受験に要した経費を明らかにする書類（領収書等の写し）  
②資格・免許を取得したことを証明する書類（合格通知書や免許証等）  
③村の納税証明書（納税状況について閲覧に同意した場合は不要）  
④学生証の写し（学生の場合）

**問合せ**：役場産業振興課 商工観光係（Tel 75-2105）  
詳しくは、大蔵村ホームページ「注目情報」をご覧ください。

